



令和3年度「しが生物多様性取組認証制度」応募者の募集について

～生きものを守り、自然資源を持続的に利用されている事業者の方々に応援します！～

滋賀県では、生物多様性への取組を行っている事業者を認定するしくみとして「しが生物多様性取組認証制度」を全国に先駆けて制定し、様々な事業者や団体等からのご応募をいただけてきました。今年度も引き続き、その取組の輪を広げていきたいと考えています。

1 認証制度の目的

人間を含む全ての生物の生存の基盤である生物多様性の保全を進めていくためには、生物多様性への取組を社会経済的な仕組みの中に組み込んでいくことが重要です。また、事業者にとっても、持続可能な経済活動を行うにあたり、生物多様性への取組を行うことは重要です。

本制度は、生物多様性の保全と自然資源の持続的な利活用に取り組む事業者を認証することにより、その取組を「見える化」し、認証事業者の社会的な付加価値を増加させることで、社会経済活動における生物多様性の視点の浸透を図ることを目的としています。

2 これまでに応募いただいた認定事業者について(別添)

これまで、様々な事業者や団体等からの応募をいただいております。累計63件(計61者)の認証を受けていただいております。

○平成30年度(2018年度)

計37件(3つ星：24件、2つ星：7件、1つ星：6件)

○令和元年度(2019年度)

計9件(3つ星：7件、2つ星：2件、1つ星：0件)

○令和2年度(2020年)

計17件(3つ星：15件、2つ星：0件、1つ星：2件)



3 令和3年度に応募者の募集について

○募集期間

令和3年10月4日(月)～令和4年1月14日(金)

○認証のながれ

- ・ 提出いただいた応募申請書(チェックシート等)を審査し、チェックシートのチェック項目数により、3つ星、2つ星、1つ星の3段階で認証します。
- ・ 認証された事業者等の取組は、滋賀県のホームページなどで広く発信いたします。
- ・ 認証され事業者等は、認証マークを広く広報活動に用いていただくことができます。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/14003.html>

「しが生物多様性取組認証制度」のページへのリンク



4 その他（令和3年度の制度の見直し）

令和3年度で制度発足から3年が経過したことから、事業者の方々の具体的な取組と生物多様性の保全との関係を整理するなどにより、生物多様性保全の取組の主流化を図ることを目指して制度の一部見直しを行いました。

○項目の追加

- ・ 生物多様性の3つの段階の保全に係る視点
- ・ 生物多様性の4つの危機の回避・低減に係る視点
- ・ ライフサイクルアセスメント（LCA）に係る視点

○マザーレイクゴールズ（MLGs）との関係の整理